[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿（焼却）

令和4年度

会社名　株式会社　久和建創

対象期間：令和4年4月1日～令和5年5月31日

1.焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 一 イ、規十二条の七の五 一 イ]

種類		令和4年									令和5年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
産業廃棄物	燃え殻													kg
	汚泥													kg
	廃油													kg
	廃酸													kg
	廃アルカリ													kg
	廃プラスチック類													kg
	紙くず	140.0kg	10kg	190kg										340kg
	木くず	8,110kg	11,600kg	47,270kg										66,980kg
	繊維くず	567kg	428kg	779kg										1,774kg
	動植物性残さ													kg
	動物系固形不要物													kg
	ゴムくず													kg
	金属くず													kg
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず													kg
	鉱さい													kg
	がれき類													kg
	動物のふん尿													kg
	動物の死体													kg
	ばいじん													kg
	処分するために処理したもの（13号廃棄物）													kg
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油													kg
	pH2.0以下の廃酸													kg
	pH12.5以上の廃アルカリ													kg
	感染性産業廃棄物													kg
	その他（　　）													kg
合　計		8,817kg	12,038kg	48,239kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	69,094kg